

精神科医療関連制度基礎テキスト

障害者総合支援法

第5章「地域生活支援事業と障害福祉計画、相談支援」

1. 地域生活支援事業

地域生活支援 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること。

市町村地域生活支援事業

[必須事業]

- ア 理解促進研修・啓発事業 ※
- イ 自発的活動支援事業 ※
- ウ 相談支援事業(居住サポート事業、基幹相談支援センター等機能強化事業)
- エ 成年後見制度利用支援事業
- オ 成年後見制度法人後見支援事業※
- カ 意思疎通支援事業 ※
- キ 日常生活用具給付等事業
- ク 手話奉仕員養成研修事業 ※
- ケ 移動支援事業
- コ 地域活動支援センター機能強化事業
- [任意事業](福祉ホーム事業等)
- [障害支援区分認定等事務]

都道府県地域生活支援事業

[必須事業]

- ア 専門性の高い相談支援事業
- イ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業※
- ウ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※
- エ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業※
- オ 広域的な支援事業
- [サービス・相談支援者、指導者育成事業]
- [任意事業]

※ 平成25年4月1日より追加された新規事業

地域生活支援事業は、障害者(障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施することで、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としており、市町村地域生活支援事業と都道府県地域生活支援事業に区分されます。

地域生活支援事業の性格としては、以下の①～④となります。

- ①地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効率的・効果的な事業実施が可能である事業
- ②地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業
- ③生活ニーズに応じ、個別給付と組み合わせる事も想定できる事業
- ④障害者保健福祉サービスに関する普及啓発等の事業

事業費用は、国は予算の範囲内において、この事業に要する費用の100分の50以内を、都道府県は市町村に100分の25以内を補助する事ができますが、国の義務的経費ではなく裁量的な経費(補助金事業)となっています。

2. 市町村地域生活支援事業

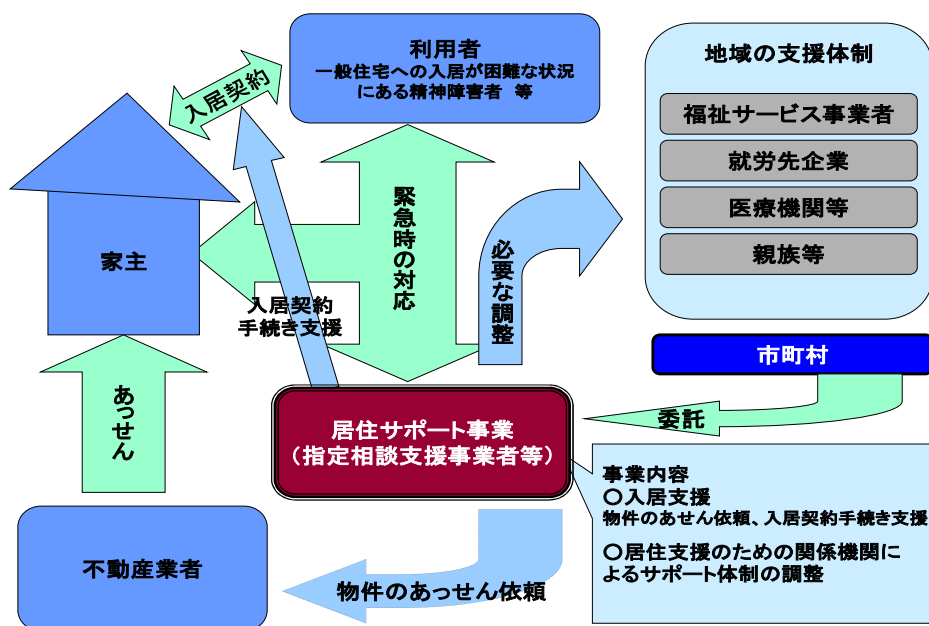
実施主体は市町村（指定都市、中核市、特別区を含む）であり、複数の市町村が連携して広域的に実施することや事業の全部または一部を団体等に委託又は補助することもできます。また、都道府県は地域の実情を勘案して、市町村に代わって市町村地域生活支援事業の必須事業を代行することができます。

必須事業は、「相談支援事業（居住サポート事業、基幹相談支援センター等機能強化事業）」及び「地域活動支援センター機能強化事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」となっていますが、平成24年4月1日より「成年後見制度利用支援事業」が、平成25年4月1日から「成年後見制度法人後見支援事業」、「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「意思疎通支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」が追加されました。任意事業は、市町村の判断により、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営めることを目的とした「福祉ホームの運営」、「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」、「障害者虐待防止対策支援」等があります。また、障害者支援区分認定等事務に対する補助を行います。

(1) 相談支援事業【必須事業】

相談支援事業は、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。

1) 居住サポート事業（住宅入居等支援事業）



居住サポート事業は、障害福祉圏域ごとに市町村の委託を受けた指定相談支援事業者等が実施します。対象者は、公営住宅（※1）や民間の賃貸住宅への入居を希望しているにも拘らず保証人がいない等の理由により、入居が困難な精神障害者等です。

なお、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられている場合を含む）に入院している精神障害者や障害者施設等に入所している障害者は対象外です。

主な事業内容としては、入居支援（入居のために不動産業者への物件斡旋依頼、家主等との入居契約手続きの支援）や、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整（利用者の生活上の課題に応じ、関係機関から必要な支援を受けるための調整）です。

ただし、平成24年4月の障害者自立支援法の一部改正で創設された「地域移行支援・地域定着支援」の実施体制が整備されるまでの間は、「24時間支援（夜間を含め、緊急に対応が必要となる場合における相談支援、関係機関との連絡・調整等必要な支援）」及び「精神科病院に入院している精神障害者等に対する入居支援及び居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整」を経過的に実施することができます。

※1 平成17年12月の「公営住宅法施行令」の改正により、精神障害者も単身で公営住宅への入居が可能となりました。（平成18年2月に施行）

2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、市町村に以下の要領で基幹相談支援センターを設置し、4つの柱（1. 総合的・専門的な相談支援の実施、2. 地域の相談支援体制の強化の取組、3. 地域移行・地域定着の促進の取組、4. 権利擁護・虐待の防止）の事業を行うこととなります。

基幹相談支援センター		
目的	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行う	
設置主体	①市町村 ②市町村から基幹相談支援センターが行う事業・業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業者(地域移行・地域定着担当)又は特定相談支援事業者(計画作成担当)	
設置方法	単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情(人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等)に応じて最も効果的な方法により設置	
事業内容	1	総合的・専門的な相談支援の実施 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施
	2	地域の相談支援体制の強化の取組 ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等) ・地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
	3	地域移行・地域定着の促進の取組 ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
	4	権利擁護・虐待の防止 ・成年後見制度利用支援事業の実施 ・障害者等に対する虐待を防止するための取組
人員体制	地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等)を配置	

基幹相談支援センター等機能強化事業	
目的	市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図る。
業務内容	基幹相談支援センター等による地域の相談支援体制の強化の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言 ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援(研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等) ・地域の相談機関(相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等)との連携強化の取組(連携会議の開催等)
	基幹相談支援センターによる地域移行・地域定着の促進の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発 ・地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート
人員体制	基幹相談支援センター等に市町村の相談支援機能を強化するために特に必要と認められる能力を有する専門的職員(社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等)を配置。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会を設置する市町村又は圏域等を単位として実施 ・市町村が設置する協議会において、市町村内の相談支援体制の整備状況やニーズ等を勘案し、本事業によって配置する専門的職員について協議し、事業実施計画を作成 ・都道府県が設置する協議会に、事業実施計画に係る助言を求めるほか、概ね2年ごとに事業の見直しに向けた評価・助言を求めるなど、事業の適切な実施に努める

(2) 地域活動支援センター機能強化事業【必須事業】

I. 地域活動支援センター

地域活動支援センターに関する基準

基本方針	通所の利用者に、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行なう。
規模	10名以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。
設備	次の設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設などの設備を利用する事により効果的運営・利用者へのサービス提供に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> ①創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等ができる場所 ②便所
運営規定	<ol style="list-style-type: none"> ①施設の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③利用定員 ④利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者等から受領する費用の種類及びその額 ⑤施設の利用に当たっての留意事項 ⑥非常災害対策 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項
職員の配置	<ol style="list-style-type: none"> ①施設長 1名 ②指導員 2名以上 (注)施設長は管理上支障がない場合は指導員を兼務する事が可能

精神保健福祉法に規定されていた精神障害者地域生活支援センターの機能は、障害者総合支援法の地域生活支援事業に規定された地域活動支援センターに移行しました。旧精神障害者地域生活支援センターにおける日中活動支援等の機能が地域活動支援センターの基本的な機能となりました。

II. 地域活動支援機能強化事業の概要と事業内容

概要	通所の障害者に、創作的活動、生産活動の機会を提供、社会との交流促進等の便宜を供与する機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図る。			
事業内容	型	実施内容	職員配置	利用者数
事業内容	I	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業を併せて実施(必須) ・医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整 ・地域住民ボランティア育成 ・障害に対する理解促進を図るための普及啓発等 	基礎的事業職員数+1名以上 (2名以上常勤) (専門職員として精神保健福祉士等を配置)	1日当り 実利用人員 概ね20名以上
	II	雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施	基礎的事業職員数+1名以上 (1名以上常勤)	1日当り 実利用人員 概ね15名以上
	III	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の障害者団体等が実施する通所の援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている ・自立支援給付に基づく事業所に併設して実施可 	基礎的事業職員数 (1名以上常勤)	1日当り 実利用人員 概ね10名以上
	基礎的事業	通所障害者に、創作的活動、生産活動の機会を提供等の支援を行う(財源:交付税)	2名以上 (1名は専任者)	-
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者との間に利用に関する契約を締結すること ・本事業の実施者は、法人格を有していること 			

地域活動支援センターの機能強化事業には、通所利用者に対して創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の支援を行う基礎的事業と基礎的事業を機能強化する事業とがあります。機能強化事業の例としては、I型、II型、III型の類型が設けられています。なお、利用者との間では個々に契約を締結する必要があります。

1) 基礎的事業

地域活動支援センターの基本事業として、利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じて支援を行います。職員配置は2名以上で、うち1名は専任者であることが必要です。

2) 地域活動支援センターI型

I型は基礎的な事業に併せて相談支援事業を行なうことが義務付けられています。事業内容は、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害への理解促進を図る普及啓発等です。職員配置は基礎的な事業による職員の他1名以上(精神保健福祉士などの専門職員)を配置し、うち2名以上が常勤であることが必要です。1日当たりの利用者数は概ね20名以上です。

3) 地域活動支援センターII型

新たな機能訓練を行なう事が困難である地域に、必要に応じ設置する事を目的とした施設です。事業内容は、地域の雇用・就労が困難な在宅障害者に対し機能訓練、社会適応訓練、入浴等を提供します。職員配置は基礎的な事業による職員の他1名以上を配置し、うち1名以上が常勤であることが必要です。1日当たりの利用者数は概ね15名以上です。

4) 地域活動支援センターⅢ型

この類型は従前の小規模作業所が想定されます。要件は事業実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られていること、自立支援給付に基づく事業所に併設することが必要です。職員配置は基礎的な事業による職員のうち1名以上が常勤であることが必要です。1日あたりの利用者数は概ね10名以上です。

(3) 日常生活用具給付等事業【必須事業】

日常生活の便宜を図り、その福祉を増進するために、障害者(精神障害者、身体障害者(児)、知的障害者(児)、難病患者等)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付又は貸与を行います。給付に当たって、実施主体は必要性や価格、家庭環境等をよく調査し、真に必要な者に適正な用具をより低廉な価格で購入し給付します。

(4) 移動支援事業【必須事業】

地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。実施方法としては、各市町村の判断により地域の特性や個々の利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態(1. 個別支援型、2. グループ支援型、3. 車両移送型)で実施されます。

(5) 成年後見制度利用支援事業【必須事業】

精神障害者等の権利擁護を図るため、精神障害者や知的障害者のうち判断能力が不十分な者について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な精神障害者(知的障害者)等に対し、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬等の全部または一部を補助し、成年後見制度の利用を支援します。平成17年度までは、知的障害者に限り対象となっていました。平成18年度より精神障害者に対象範囲が拡大されています。

(6) 成年後見制度法人後見支援事業【必須事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図るため、「法人後見実施のための研修」や「法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築」、「法人後見の適正な活動のための支援」を行います。

実施主体である市町村は、社会福祉協議会やNPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができます。

なお、研修受講に係る教材費等については、受講者の負担となります。

(7)理解促進研修・啓発事業【必須事業】

障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。市町村が管内の地域住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

なお、障害施策や事業所の説明パンフレット等の製作や最新の福祉用具を紹介する展覧会の開催等、単に施策や用具等を説明するだけのものは対象外となります。

(8)自発的活動支援事業【必須事業】

障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図るため、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等)を支援します。

(9)意思疎通支援事業【必須事業】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図れます。

(10)手話奉仕員養成研修事業【必須事業】

意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修をします。

(11)相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保【任意事業】

医療保護入院者の地域移行を促進するため、相談支援事業所等における精神科病院からの退院支援体制の確保に要する費用(必置職員以外の職員を配置するために必要な賃金や諸経費等)の一部について補助を行います。

(12)障害者虐待防止対策支援【任意事業】

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係行政機関、障害者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図る事業に要する費用について補助を行います。なお、市町村は、一時保護を受けた障害者について、必要に応じて、成年後見制度の利用について検討することが必要となります。

3. 都道府県地域生活支援事業

実施主体は都道府県となりますが、発達障害者支援センター運営事業は指定都市が、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業及び専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は指定都市及び中核市が含まれます。なお、指定都市又は中核市等で都道府県地域生活支援事業を実施した方が適切に事業実施できる場合は、事業の全部又は一部を委託することができます。

必須事業は、「専門性の高い相談支援事業」、「広域的な支援事業」となっていますが、平成25年4月1日から「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣を行う事業」、「意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整を行う事業」が追加されました。

また、サービス提供者等のための養成研修事業(精神障害関係従事者養成研修事業等)やその他都道府県の判断により、任意事業(発達障害者支援体制整備、障害者虐待防止対策支援等)及び社会福祉法人等が行う同事業について補助を行います。

(1) 専門性の高い相談支援事業【必須事業】

発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い相談に対して、必要な情報の提供等の便宜を供与し、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、「発達障害者支援センター運営事業」や「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」、「障害児等療育支援事業」、「障害者就業・生活支援センター事業」を行います。

(2) 広域的な支援事業【必須事業】

市町村域を超えて広域的な支援を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、「都道府県相談支援体制整備事業」や「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」を行います。

1) 都道府県相談支援体制整備事業

目的	都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進すること
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整 2. 地域で対応困難な事例に係る助言等 3. 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助(例:権利擁護、就労支援などの専門部会) 4. 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援 5. 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導 6. 地域の社会資源(インフォーマルなものを含む)の点検、開発に関する援助等
アドバイザー	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における相談支援体制整備について実績を有する者 2. 相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者 3. 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者
留意事項	都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進します。

2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業【必須事業】

精神障害者地域生活支援広域調整等事業では、精神障害者の自立した地域生活に係る広域調整、アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援、災害派遣精神科医療チーム体制の整備等の以下の①～③の事業が行われます。

平成26年度4月1日から「精神障害者アウトリーチ推進事業の一部」及び「精神障害者地域移行・地域定着支援事業の一部」、「災害派遣精神科医療チーム体制整備事業」は精神保健対策費補助金等から地域生活支援事業費補助金に移行し、都道府県地域生活支援事業の必須事業に位置付けられました。ただし、精神障害者地域移行・地域定着支援事業において行われていた「高齢入院患者地域支援事業」は引き続き精神保健対策費補助金のメニュー事業として実施されています。

①「精神障害者アウトリーチ推進事業の一部」に係る地域生活支援事業

精神障害者アウトリーチ推進事業

(平成26年度より地域生活支援事業に一括計上)

精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるための支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ(多職種チームによる訪問支援)を円滑に実施するための支援体制を確保する。

【実施主体】都道府県 【補助率】1/2

※医療にかかるアウトリーチについては、一部診療報酬化

◎精神障害者地域生活支援広域調整等事業

◆アウトリーチの実施及び広域連携調整

保健所等において、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるため、アウトリーチによる支援を行うとともに、アウトリーチ活動に関して関係機関との広域的な調整等を行う。

◆アウトリーチチーム体制の確保等

地域の関係者、当事者、家族、行政職員等から構成する評価検討委員会を設置し、アウトリーチチームの事業に係る評価検討を定期的に行うなど、アウトリーチを円滑に実施するための体制を確保する。

◎精神障害関係従事者養成研修事業

◆アウトリーチ関係者研修

アウトリーチについて、関係者の理解を深めるとともに、支援に従事する者の人材養成を図る。

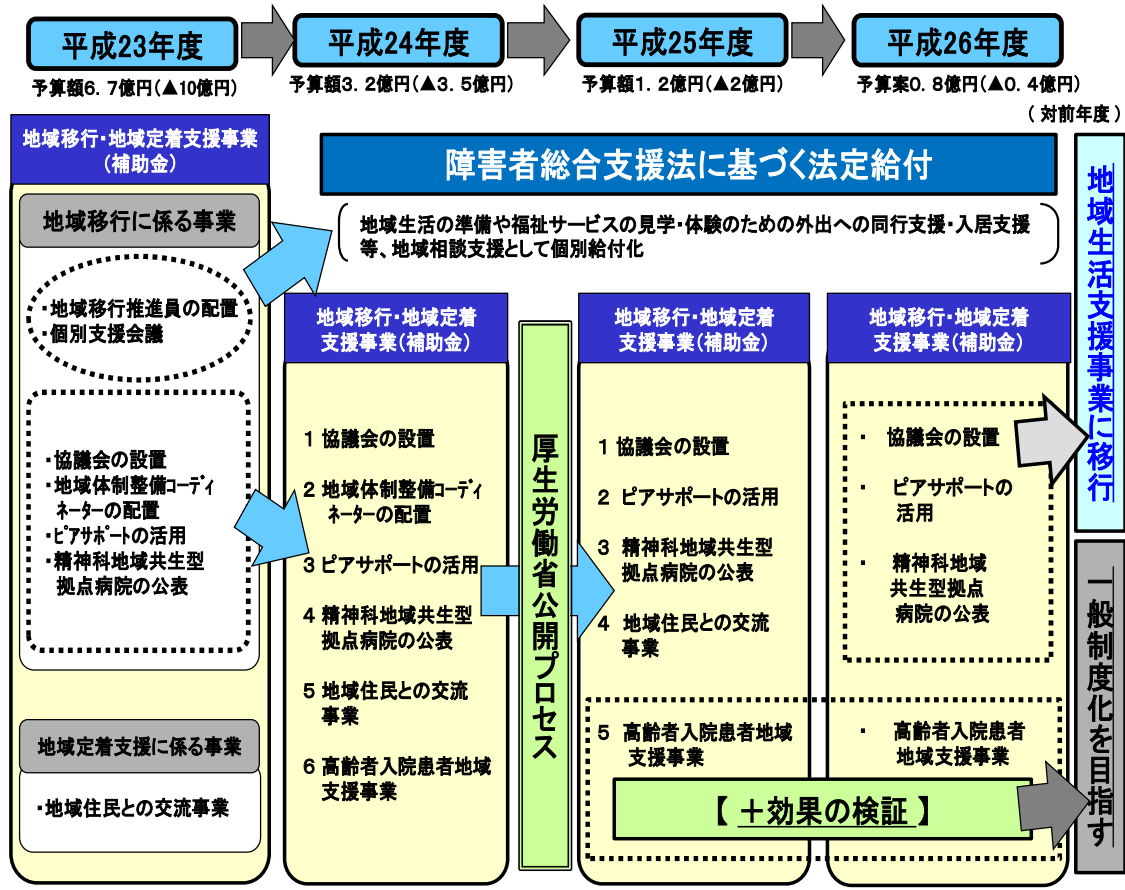
精神障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、ひきこもり等の精神障害者を医療へつなげるため、保健所等に多職種の従事職員（看護師、精神保健福祉士、相談支援専門員等）によるアウトリーチチームを設置し、協力医とともに地域の精神障害者等に対する相談対応、訪問による早期支援、地域定着支援を行います。

また、地域の関係者、当事者、家族、行政職員等から構成される評価検討委員会を設置

し、アウトリーチチームの事業に係る評価検討を定期的に行います。
 の支援及び関係機関との調整を行うなど、アウトリーチ（多職種チームによる訪問支援）を円滑に実施するための支援体制の確保を行います。

②「精神障害者地域移行・地域定着支援事業の一部」に係る地域生活支援事業

精神障害者地域移行・地域定着支援事業(補助金)について



都道府県が設置する圏域ごとに、精神障害者の退院支援や地域生活支援を行うための協議会（地域移行・地域定着推進協議会）の設置、ピアサポートの活用、精神科地域共生型拠点病院の公表等を行います。

③「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」に係る地域生活支援事業

都道府県及び政令指定都市の精神保健福祉センター・公立病院等に常設拠点を設置し、心のケア対応体制の整備や災害時の心のケアに関する関係機関による定期的会議及び緊急危機対応チーム研修会を開催します。心のケア対応体制の整備としては、電話相談、対面相談、訪問支援等により、災害、犯罪、事故等の被害者に対する長期的な相談対応のための常設窓口の設置や県内の事故発生時に対応する緊急危機対応チームの設置等を行います。

災害派遣精神医療チーム体制整備事業

近年、地震・風水害などの自然災害、犯罪被害、事故等において、いわゆる「心のケア」の必要性が一般社会においても、また精神保健医療福祉関係者においても強く認識されている。こうした災害、犯罪、事故等の被害者は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)をはじめとする様々な心理的な反応が生じることから、専門的なケアが必要となっている。

また、平成23年東日本大震災においては、近親者の喪失、生活基盤の破壊、恐怖体験等が複合的かつ広範囲に発生し、被災者数が史上に例を見ないほどの人数にのぼっていることから、これまで以上に、PTSD対策を中心とした心のケアの対策の実施が必要となっている。また、これらの症状は一過性のものでなく、震災復興にかかる期間以上に長期的に続くことが予想されるため、対策の継続的な実施が必要となっている。

しかし、心のケアに対応する公的部門を設置している地方公共団体は少なく、体制は十分とは言えない状況。

都道府県・政令市

平成26年度予算案地域生活支援事業(462億円)の内数

精神保健福祉センター・公立病院等に常設拠点を設置

心のケア対応体制の整備

- ・電話相談、対面相談、訪問支援等により、災害、犯罪、事故等の被害者に対する長期的な相談対応のための常設窓口設置
- ・県内の事故発生時に対応する緊急危機対応チームの設置(県外被害への対応も兼ねた、初動マニュアルの作成等も行う)

災害時の心のケアに関する関係機関による定期的会議の開催

- ・災害等の心のケアにかかる支援者のためのマニュアルの作成・改訂
- ・行政機関(警察含む)、医療機関、学校等の通常時の連絡調整

緊急危機対応チーム研修会の開催

- ・チームへの参加希望者向けの研修や、チーム間の情報交換等のための研修会を実施

(3) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業【必須事業】

手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成することにより、聴覚、言語機能、音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることが目的であり、「手話通訳者・要約筆記者養成研修事業」や「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」を行います。

(4) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業【必須事業】

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することにより、広域的な派遣や市町村での実施が困難な派遣等を可能とし、意思疎通を図ることが困難な障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることが目的であり、「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」や「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行います。

(5) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業【必須事業】

手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整備することにより、広域的な派遣を円滑に実施し、聴覚障害者等が自立した日常生活又は社会生活を行うことができるようにすることが目的となります。市町村域又は都道府県域を越えた広域的な派遣を円滑に実施するため、市町村間では派遣調整ができない場合には、都道府県が市町村間の派遣調整を行うこととなります。

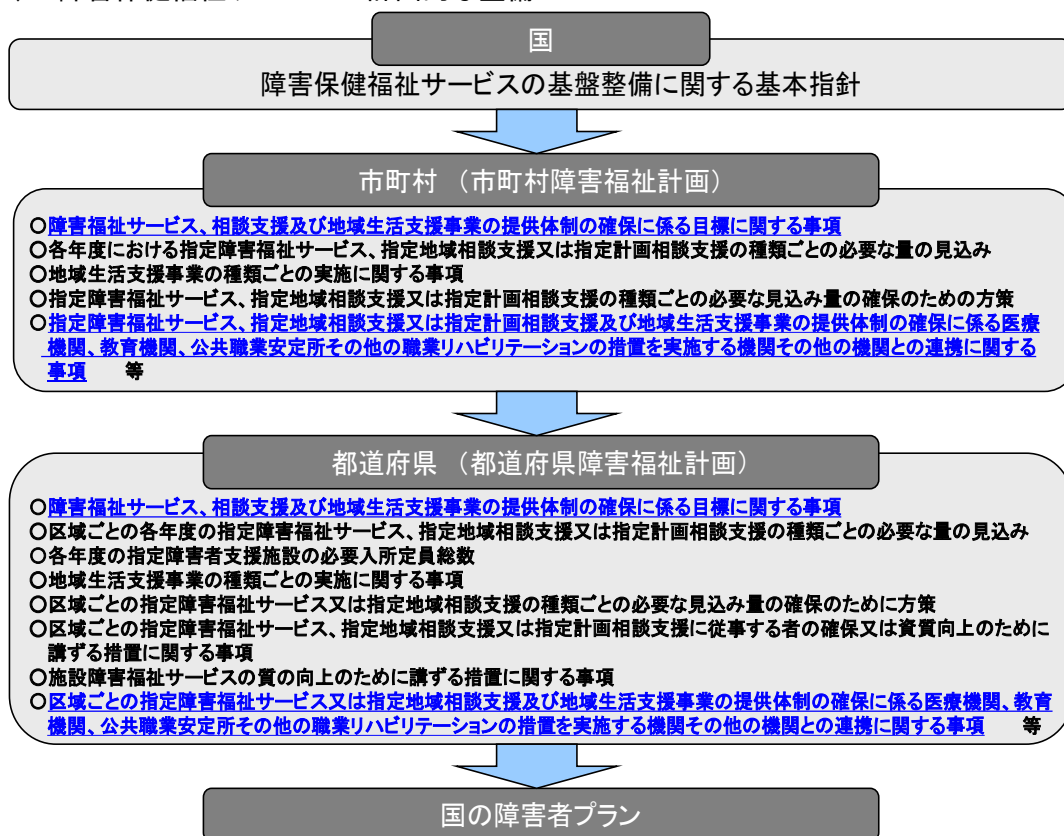
(6) サービス・相談支援者、指導者育成事業

障害福祉サービス又は相談支援が円滑に実施されるよう、サービス等を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成することにより、サービス等の質の向上を図ることが目的であり、障害支援区分認定調査員等研修事業や相談支援従事者研修事業、サービス管理責任者研修事業、精神障害関係従事者養成研修事業等を行います。

精神障害関係従事者養成研修事業は、平成26年度4月1日から精神保健対策費補助金等から地域生活支援事業費補助金に移行しており、精神医療等に従事する者等に対し、専門的な能力の向上及び人材育成を進めるため、精神科訪問看護従事者養成研修やアウトリーチ関係者に対する研修、かかりつけ医等心の健康対応力向上研修を行います。

4. 障害福祉計画

(1) 障害保健福祉サービスの計画的な整備



国においては、厚生労働大臣が「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）を策定することになります。

基本指針には、①障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項、②障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、③市町村障害福祉計画及び都道府県障害福祉計画の作成に関する事項、④その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項が定められています。

平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法では、基本指針に3項目（1. 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標を定めること、2. 基本方針の案を作成・変更するときは障害者等及びその家族等の意見を反映させるために必要な措置を講じること、3. 障害者等の生活の実態、取り巻く環境の変化等を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更すること）が追加されています。

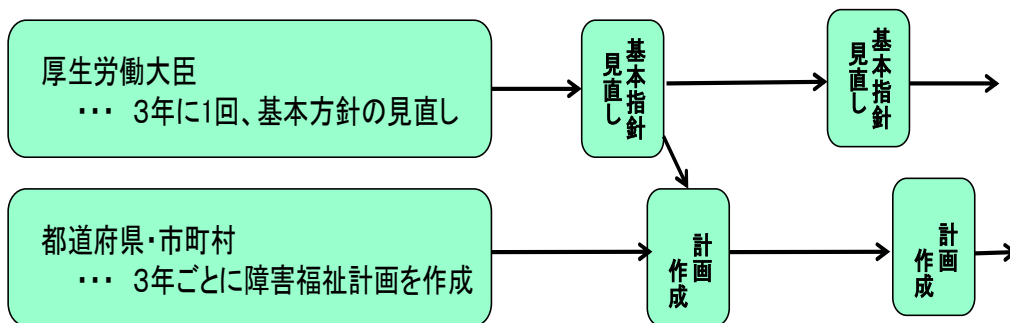
市町村及び都道府県は、以下の障害福祉サービス・相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項の「基本理念」及び「基本的な考え方」に配慮して、数値目標を設定し、サービスの利用見込み量を算定した総合的な障害福祉計画を作成することになります。

障害福祉サービス・相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項										
「基本理念」	1	障害者の自己決定との尊重と意思決定の支援								
	2	市町村を基本とする身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等								
	3	入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備								
「基本的な考え方」	1	<table border="1"> <tr> <td>全国で必要とされる訪問系サービスの保障</td> <td>訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</td> </tr> <tr> <td>希望する障害者等への日中活動系サービスの保障</td> <td>希望する障害者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター)を保障する。</td> </tr> <tr> <td>グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備</td> <td>地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。</td> </tr> <tr> <td>福祉施設から一般就労への移行等の推進</td> <td>就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。</td> </tr> </table>	全国で必要とされる訪問系サービスの保障	訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。	希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	希望する障害者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター)を保障する。	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。	福祉施設から一般就労への移行等の推進	就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。
	全国で必要とされる訪問系サービスの保障	訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。								
	希望する障害者等への日中活動系サービスの保障	希望する障害者等に日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター)を保障する。								
	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	地域における居住の場としてグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立支援訓練事業等の推進により、施設入所・入院から地域生活への移行を進める。								
福祉施設から一般就労への移行等の推進	就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。									
2	希望する障害者等への日中活動系サービスの保障									
3	グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備									
4	福祉施設から一般就労への移行等の推進									

(2) 障害福祉計画と基本指針

- 基本方針(厚生労働大臣)では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県・市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成

第1期 障害福祉計画	第2期 障害福祉計画	第3期 障害福祉計画	第4期 障害福祉計画
平成18年度～平成20年度	平成21年度～平成23年度	平成24年度～平成26年度	平成27年度～平成29年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成



都道府県及び市町村の障害福祉計画は、障害者総合支援法に基づき障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針（厚生労働大臣告示）に即して定められており、厚生労働大臣は基本方針を3年に1回見直されます。基本指針では、障害福祉計画の計画期間を3年としており、これに即して、都道府県及び市町村は3年ごとに障害福祉計画を作成しています。

平成25年4月1日に施行された障害者総合支援法では、基本指針及び障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しが法定化され、障害福祉計画を作成するに当たって、市町村が障害者等のニーズ把握等を行うことが努力義務となっています。

そのため、障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として第4期障害福祉計画(平成27年度から平成29年度)を平成26年度中に作成するため、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針が見直されました。

(3) 第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直し

1. 計画の作成プロセス等に関する事項	
PDCAサイクルの導入 (新規)	「成果目標」、「活動目標」の見直しと明確化、各年度の間接評価、評価結果の公表等
2. 成果目標に関する事項(平成29年度までの目標)	
1 福祉施設の入所者の 地域生活への移行 (継続)	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行 施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減
2 入院中の精神障害者の 地域生活への移行 (成果目標の変更)	<ul style="list-style-type: none"> 入院後3ヶ月時点の退院率64%以上 (平成21年から23年の平均58.4%) 入院後1年時点の退院率91%以上 (平成21年から23年の平均87.7%) 平成29年6月末時点の1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少
3 地域生活支援拠点等の整備 (新規)	障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備
4 福祉から 一般就労への移行等 (整理・拡充)	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行者数が平成24年度実績の2倍以上 就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末の利用者から6割以上増加。 就労移行支援事業所のうち就労移行率3割以上の事業所が全体の5割以上 (平成23年度実績27.1%)
3. その他の事項	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害児支援体制の整備(新規) ○ 計画相談の充実、研修の充実等 	

1) 計画の作成プロセス等に関する事項

障害者総合支援法では、国の定める基本指針に計画の作成プロセス等に関する事項が新たに設定されました。少なくとも1年に1回は、成果目標及び活動指標に関する実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえ、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要がある場合は、障害福祉計画の変更や事業の見直し等の措置を講じることになります。

また、中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果を公表することや、活動指標については、より高い頻度で実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行うことが望ましいとされています。

2) 成果目標に関する事項(平成29年度までの目標)

基本指針では、障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、平成29年度を目標年度として4項目(1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行、2. 入院中の精神障害者の地域生活への移行、3. 地域生活支援拠点等の整備、4. 福祉から一般就労への移行等)の成果目標を定めています。

■入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行に関する基本的考え方の2つのポイントは、1. 地域における居住の場としてのグループホームの充実を図ること、2. 地域移行支援・地域

定着支援、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進めることです。

第3期障害福祉計画策定に関する基本指針では、平成16年の「精神保健医療福祉の改革ビジョン」における目標値(①1年未満群の平均残存率に関する目標【24%以下】)、②1年以上群の退院率目標【29%以上】)をベースとして、「1年未満入院者の平均退院率」、「5年以上かつ65歳以上の退院者数」の成果目標を設定していました。

第4期障害福祉計画策定に関する基本指針では、精神保健福祉法に基づく「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」で示された方向性を踏まえ、第3期障害福祉計画の成果目標に換えて、3つの成果目標(i. 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇、ii. 入院後1年時点の退院率の上昇、iii. 在院期間1年以上の長期在院者数の減少)を新たに設定することになりました。

障害福祉計画に定める障害福祉サービス等(地域生活支援事業を除く)には、入院中の精神障害者のうち地域生活へ移行後に利用が見込まれるサービス(生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、短期入所、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援等)の利用者数(平均的な一人当たり利用量)等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定することになります。

i. 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(精神保健福祉法)において、新たに入院する患者の早期退院を促進するため、急性期(入院から3ヶ月未満)の患者に対し手厚く密度の高い医療を提供するための機能を確保することが求められています。

そのため、全都道府県において平成29年の調査時点(6月30日)までに入院後3ヶ月時点の退院率を現在の上位5都道府県(目標都道府県)の平均値である64%以上とすることを成果目標とします。ただし、平成21年から平成23年の全都道府県の平均値は、58.4%となっています。

なお、既に入院後3ヶ月時点の退院率64%以上を達成している都道府県は、その数値を維持又は上昇させることを目標とします。

ii. 入院後1年時点の退院率の上昇

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」(精神保健福祉法)において、在院期間の長期化にともない、社会復帰が難しくなることを踏まえ、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供する機能を確保することが求められています。

そのため、全都道府県において平成29年の調査時点(6月30日)までに入院後1年時点の退院率を目標都道府県の平均値である91%以上とすることを成果目標とします。ただし、平成21年から平成23年の全都道府県の平均値は、87.7%となっています。

なお、既に入院後1年時点の退院率91%以上を達成している都道府県においては、その数値を維持又は上昇させることを目標とします。

iii. 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」（精神保健福祉法）において、在院期間が1年未満で退院できるよう、退院に向けた取組を行いつつ、必要な医療を提供するための機能を確保するとともに、既に1年以上の入院をしている重度かつ慢性の患者以外の長期在院者に対しては、退院支援や生活支援等を通じて地域移行を推進し、併せて、状態像に併せた医療を提供する機能を確保することが求められています。

第4期障害福祉計画においては、全国の都道府県のうち退院促進に関し実績をあげている都道府県における長期在院者数に関する指標を勘案して、平成29年の調査時点（6月30日）の1年以上の長期在院者数を平成24年の調査時点（6月30日）から18%以上減少させることを成果目標としています。

なお、実績をあげている都道府県においては、その実績を維持すること又は更に積み上げることが目標となります。

3) その他の事項

計画相談の連携強化、研修、虐待防止の充実等や障害児支援体制の整備等について定められます。

5. 障害者への相談支援体系

一般相談支援事業 (①及び②を行う事業)		特定相談支援事業 (②及び③を行う事業)		
②地域相談支援		①基本相談支援	③計画相談支援	
地域定着支援	地域移行支援		サービス利用支援	継続サービス利用支援
自立支援給付における個別給付 (地域相談支援給付費)		地域生活支援事業 における相談支援 (地方交付税)	自立支援給付における個別給付 (計画相談支援給付費)	

平成22年に成立した改正障害者自立支援法では、相談支援の充実が図られ、障害者への相談支援体系は大きく変革され、平成24年4月1日からは相談支援体制を強化するため、中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置し、（自立支援）協議会が法律上に位置付けられました。

障害者への相談支援体系は、平成25年4月からは障害者総合支援法に引き継がれ、①基本相談支援、②地域相談支援（地域定着支援、地域移行支援）、③計画相談支援（サービス利用支援、継続サービス利用支援）の3つの相談支援が定められており、一般相談支援事業は①基本相談支援及び②地域相談支援を、特定相談支援事業は①基本相談支援及び③計画相談支援を行います。

(1) 基本相談支援

基本相談支援は、市町村の地域生活支援事業として行う相談支援であり、地方交付税にて行われます。障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。詳細な内容については、「2. 市町村地域活動支援事業(1) 相談支援事業」(P98～P100)をご参照ください。

(2) 地域相談支援事業

地域相談支援事業の報酬は、自立支援給付における個別給付（地域相談支援給付費：地域定着支援サービス費、地域移行支援サービス費）となりますが、利用者の自己負担はありません。実施者は指定一般相談支援事業者で、都道府県知事が事業指定を行います。

1) 地域定着支援サービス費

対象者	①～②のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者 ① 居宅において単身で生活する障害者 ② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者 ※ 施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定なものを含む ※ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者は対象外		
サービス内容	・常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談 ・障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援		
職員配置基準	従業者	・指定地域移行支援従事者を配置(業務に支障がない場合は他の職務の兼務可) ・指定地域移行支援従事者の1人以上は相談支援専門員	
	管理者	原則として管理業務に従事(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	
設備	事務室、受付等のスペース、運営に必要な設備・備品等を確保		
基本報酬	地域定着支援サービス費	イ 体制確保費	常時の連絡体制の確保等を行った場合に算定 302単位/月
		ロ 緊急時支援費	利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定 705単位/日
※ 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等、又は、適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていない場合は、算定不可			
加算項目	特別地域加算	中山間地域等居住している者に対して、地域移行支援サービスを行った場合に、所定単位数の100分の15(15%)を算定	+15/100 (1回)

厚生労働大臣が定める一単位の単価

地域(計画)相談支援	10円	×	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	その他
			1108 1000	1090 1000	1072 1000	1060 1000	1036 1000	1018 1000	1000 1000

■ 対象者とサービス内容

対象者は、以下の①～②のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者となります。

- | |
|--|
| ① 居宅において単身で生活する障害者
② 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者 |
|--|

なお、対象者には、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定なものを含められますが、グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者は対象外となります。

サービス内容としては、「常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談」や「障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援」を行います。

■職員配置基準と設備

従業者としては、指定地域移行支援従事者(1人以上は相談支援専門員)を配置することが必要となりますが、業務に支障がない場合は他の職務を兼務することができます。

管理者としては、原則として管理業務に従事することになりますが、管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することができます。

設備としては、事務室、受付等のスペース、運営に必要な設備・備品等を確保することが必要となります。

■基本報酬と加算項目

平成27年度改定では、サービスの適正実施の観点から基本報酬が見直され、地域定着支援サービス費の体制確保費及び緊急時支援費が引き上げられました。

指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して常時の連絡体制の確保等を行った場合は地域定着支援サービス費の体制確保費として月に 302 単位を、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合は地域定着支援サービス費の緊急時支援費として 1 日 705 単位を、算定することができます。ただし、地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等、又は、適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていない場合は、地域定着支援サービス費を算定することはできません。

なお、地域定着支援サービス費は、所定単位数に10円を乗じた額に事業所が所在する地域区分に応じた割合(厚生労働大臣が定める一単位の単価:P113参照)を乗じて得た額となりますが、その額に1円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てて算定します。

◀特別地域加算▶

中山間地域等に居住している利用者に対して、地域移行支援サービスを行った場合は、所定単位数の100分の15(15%)を加算することができます。なお、中山間地域等には、離島振興法又は奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、特定農山村法、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法に指定されている地域が該当します。

2) 地域移行支援サービス費

対象者	①～⑤のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者（③～⑤は平成26年4月から追加） ① 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者 ※長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象 ※1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象 ② 障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ③ 生活保護施設（救護施設・更生施設）に入所している障害者 ④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に入所している障害者 ⑤ 更生保護施設等に入所している障害者		
サービス内容	・住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談 ・地域移行のための外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援を行う		
職員配置基準	従業者	・指定地域移行支援従事者を配置（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可） ・指定地域移行支援従事者の1人以上は相談支援専門員	
	管理者	原則として管理業務に従事（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）	
設備	事務室、受付等のスペース、運営に必要な設備・備品等を確保		
基本報酬	地域移行支援サービス費	・指定地域移行支援事業者が地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に算定 ・地域移行支援計画を作成しない場合や利用者への対面による支援を月に2日以上行わない場合は算定不可	2,323単位/月
加算項目	特別地域加算	中山間地域等の精神科病院等に入院・入所をしている者に対して、地域移行支援サービスを行った場合に、所定単位数の100分の15(15%)を算定	+15/100 (1回)
	初回加算	指定地域移行支援事業者が指定地域移行支援を行った場合に、利用を開始した月に算定	+500単位/月
	集中支援加算	・面接・同行による支援を月に6日以上実施した場合に算定 ・退院・退所月加算の算定月は算定不可	+500単位/月
	退院・退所月加算	・退院、退所する月（退院又は退所日が翌月の初日等であるときは退院、退所する月の前月）に算定 ・退院、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定不可	+2,700単位/月
	障害福祉サービスの体験利用加算	障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る）を限度として算定	+300単位/日
	体験宿泊加算	I 単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を提供した場合 II 体験的な宿泊支援を提供し、かつ、心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合	体験宿泊加算Ⅰ及びⅡを合計して15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る）を限度として算定

■対象者とサービス内容

対象者は、精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者等のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者となります。精神科病院に入院する精神障害者の場合は、長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象としていますが、1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象としています。

サービス内容としては、「住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談」や「地域移行のための外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他必要な支援」を行います。

■職員配置基準と設備

従業者としては、指定地域移行支援従事者(1人以上は相談支援専門員)を配置することが必要となりますが、業務に支障がない場合は他の職務を兼務することができます。

管理者としては、原則として管理業務に従事することになりますが、管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することができます。

設備としては、事務室、受付等のスペース、運営に必要な設備・備品等を確保することが必要となります。

■基本報酬と加算項目

平成 27 年度改定では、サービスの適正実施の観点から基本報酬が見直され、地域移行支援サービス費が引き上げ、利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊が行えるよう、障害福祉サービスの体験利用加算や体験宿泊加算の利用期間の制限(体験的な宿泊支援の提供開始日から 90 日以内に限る。)が廃止されました。

指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合は、地域移行支援サービス費として月に 2,323 単位を算定することができます。ただし、地域移行支援計画を作成しない場合や、利用者への対面による支援を月に 2 日以上行わない場合は算定することはできません。

なお、地域移行支援サービス費は、所定単位数に 10 円を乗じた額に事業所が所在する地域区分に応じた割合(厚生労働大臣が定める一単位の単価：P100 参照)を乗じて得た額となりますが、その額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てて算定します。

《初回加算》(平成 27 年度改定で新設)

サービスの利用に係る初期段階では、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する初回加算が平成 27 年度改定で新設されました。指定地域移行支援事業者が指定地域移行支援を行った場合は、利用を開始した月に 500 単位算定することができます。

《特別地域加算》

中山間地域等の精神科病院等に入院・入所をしている者に対して、地域移行支援サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 15 (15%)を加算することができます。

(P115 の特別地域加算の項目を参照)

《集中支援加算》

面接・同行による支援を月に 6 日以上実施した場合は、月に 500 単位を加算することができますが、退院・退所月加算の算定月は算定することはできません。

《退院・退所月加算》

退院、退所する月(退院又は退所日が翌月の初日等であるときは、退院、退所する月の前月)に地域移行支援サービスを行った場合は、月に 2,700 単位を加算することができますが、退院、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定することはできません。

《障害福祉サービスの体験利用加算》

障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合は、15日を限度として1日300単位を加算することができます。

《体験宿泊加算》

単身での生活に向けた体験的な宿泊支援を提供した場合は体験宿泊加算Ⅰとして1日300単位を、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合は体験宿泊加算Ⅱとして1日700単位を、体験宿泊加算Ⅰ及びⅡを合計して15日を限度として加算することができます。

(3) 計画相談支援事業

計画相談支援事業の報酬は、自立支援給付における個別給付（計画相談支援給付費：サービス利用支援費、継続サービス利用支援費）となりますが、利用者の自己負担はありません。実施者は特定相談支援事業者で、市町村が事業指定を行います。

対象者	①障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児（の保護者） ②地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者 ※介護保険制度のサービスを利用する場合は、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認める場合					
サービス内容	サービス利用支援	・障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案を作成 ・支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画を作成				
	継続サービス利用支援	・障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨				
事業の実施者	指定特定相談支援事業者	事業者指定は、市町村長が行う				
職員配置基準	従業者	相談支援専門員を配置（業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）				
	管理者	原則として管理業務に従事（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）				
設備	必要な広さの区画を有するとともに、運営に必要な設備・備品等を確保					
基本報酬	計画相談支援費	イ	サービス利用支援費	1,611単位/月	※①～④に該当する場合は、算定不可 ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等 ② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意 ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付 ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取	
		ロ	継続サービス利用支援費	1,310単位/月	※⑤～⑥に該当する場合は算定不可 ⑤ 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等 ⑥ サービス等利用計画の変更について、①から④に準じた手続の実施	
減算項目	居宅介護支援費重複減算	Ⅰ	相談支援専門員が、介護保険法の要介護・要支援者に対して、介護保険法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を行った場合	介護保険法の指定居宅介護支援費算定者	要介護1、2	-705単位/月
	介護予防支援費重複減算	Ⅱ		介護保険法の指定介護予防支援費算定者	要介護3、4、5	-1,007単位/月
加算項目	特別地域加算	中山間地域等の精神科病院等に入院・入所をしている者に対して、地域移行支援サービスを行った場合に、所定単位数の100分の15(15%)を算定				+15/100(1回)
	利用者負担上限額管理加算	指定特定相談支援事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合				+150単位/月
	特定事業所加算	基準に適合し市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所）の場合				+300単位/月

1) 対象者

対象者は、「障害福祉サービスの申請・変更申請に係る障害者・障害児（の保護者）」又は「地域相談支援の申請・変更申請に係る障害者」となります。

介護保険制度のサービスを利用する場合は、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等において市町村が必要と認める場合です。

2) サービス内容

■サービス利用支援

「障害福祉サービス等の申請に係る支給決定の前にサービス等利用計画案の作成」や「支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成」を行います。

■継続サービス利用支援

「障害福祉サービス等の利用状況等の検証（モニタリング）」や「サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨」を行います。

3) 職員配置基準と設備

従業者としては、相談支援専門員を配置することが必要となりますが、業務に支障がない場合は他の職務を兼務することができます。

管理者としては、原則として管理業務に従事することになりますが、管理業務に支障がない場合は他の職務を兼務することができます。

設備としては、必要な広さの区画を有するとともに、運営に必要な設備・備品等を確保することが必要となります。

4) 計画相談支援費の基本報酬

平成 27 年度改定では、サービスの適正実施の観点から基本報酬が見直され、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費が引き上げられました。

指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して、「サービス利用支援」を行った場合は「サービス利用支援費」として月に 1,611 単位を、「継続サービス利用支援」を行った場合は「継続サービス利用支援費」として月に 1,310 単位を、算定することができます。ただし、以下の①～④に該当する場合は、「サービス利用支援費」を算定することはできません。また、以下の⑤～⑥に該当する場合は、「継続サービス利用支援費」を算定することはできません。

- | |
|--|
| <p>① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等</p> <p>② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意</p> <p>③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付</p> <p>④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取</p> |
| <p>⑤ 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等</p> <p>⑥ サービス等利用計画の変更について、①から④に準じた手続の実施</p> |

なお、地域移行支援サービス費は、所定単位数に10円を乗じた額に事業所が所在する地域区分に応じた割合(厚生労働大臣が定める一単位の単価:P100参照)を乗じて得た額となりますが、その額に1円未満の端数があるときはその端数金額は切り捨てて算定します。

5) 減算項目

平成27年度改定では、減算項目である居宅介護支援費重複減算(I)及び居宅介護支援費重複減算(II)が見直されました。

相談支援専門員が、介護保険法の要介護・要支援者に対して、介護保険法の指定居宅介護支援又は指定介護予防支援と一体的に指定計画相談支援を行った場合は、所定単位数が減算されます。介護保険法の指定居宅介護支援費算定者で、要介護1及び2の場合は「居宅介護支援費重複減算(I)」として月に705単位が、要介護3、4及び5の場合は「居宅介護支援費重複減算(II)」として月に1,007単位が、所定単位数から減算されます。また、介護保険法の指定介護予防支援費算定者で、要支援1及び2の場合は「介護予防支援費重複減算」として月に112単位が所定単位数から減算されます。

6) 加算項目

■特別地域加算

中山間地域等に居住している利用者に対して、地域移行支援サービスを行った場合は、所定単位数の100分の15(15%)を加算することができます。(P115の特別地域加算の項目を参照)

■利用者負担上限額管理加算

指定特定相談支援事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合は、月に150単位を加算することができます。

■特定事業所加算(平成27年度改定で新設)

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価するため、平成27年度改定で特定事業所加算が新設されました。以下の基準に適合し市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、月に300単位を算定することができます。

- イ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修の修了者
- ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催
- ハ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保
- ニ 指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イの相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施
- ホ 基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供
- ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加